

○ 災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について

（昭和42年6月30日保発第24号厚生省保険局長通知）

災害被災者に対し国民健康保険料（税）の減免を行った場合における財源補てんについては、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号に定めるところにより特別調整交付金の交付が行われているところであるが、当該減免措置の迅速適切な実施と各市町村間における取扱いの均衡を図るため、本年度以降における当該特別調整交付金の算定に当たっては次の基準によることとしたので、管下各市町村にこの旨周知せられたい。

1 交付対象とする減免措置

特別調整交付金の交付の対象とする減免措置は、市町村の区域内に広範囲に発生した災害等により、当該市町村長が必要と認め、条例により行われたものであり、かつ、市町村民税について同一の事由によって、条例により減免の措置がとられている場合であること。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

国民健康保険料（税）の減免額及び減免割合は、次の各号のいずれかに該当するに至った納付義務者に係る、当該年度分の国民健康保険料（税）額のうち、災害等を受けた日以後の納期に係る額につき、当該各号に掲げる額及び割合とすること。

(1) 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者 10分の9

(2) 災害により行方が不明となった者（その世帯に属する被保険者を含む）に対しては次の区分により軽減又は免除する。

行方が不明となった者	軽減又は免除の割合
納付義務者	全部
当該世帯に属する被保険者	当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料（税）額との差額